

## 質問 1

当病院は特定医療法人への移行を検討しています。この特定医療法人は軽減税率を受けられるとのことですが、移行するにあたってどのような要件があるのでしょうか。

## 回答

財団法人たる医療法人又は持分の定めのない社団法人たる医療法人であることを前提として、6項目について一定の要件を満たしている必要があります。

租税特別措置法に規定する、いわゆる特定医療法人に該当する場合は、法人税の計算において軽減税率の適用を受けることができます。

この特例が受けられる特定医療法人の承認を受けるためには、次の要件を満たしている必要があります。

(1) 厚生労働大臣から証明書の交付を受けていること

事業及び医療施設が医療の普及及び向上、社会福祉への貢献その他公益の増進に著しく寄与するものとして厚生労働大臣が財務大臣と協議して定める基準を満たすものである旨の厚生労働大臣の証明書の交付を受けること

【厚生労働大臣の証明事項】

- ①社会保険診療及び健康診査に係る収入金額の合計額が、全収入金額の80%を超えること
- ②自費患者に対し請求する金額が、社会保険診療報酬と同一の基準により計算されること
- ③医療診療により収入する金額が、医師、看護師等の給与、医療の提供に要する費用等患者のために必要な経費の額に1.5を乗じて得た額の範囲内であること
- ④役員1人につき年間の給与総額が3,600万円を超えないこと
- ⑤病院開設の場合はイ又はロ、診療所のみ開設の場合はハに該当する医療施設を有すること
  - イ 40人以上（専ら皮膚泌尿器科、眼科等の診療を行う病院は30人以上）の患者を入院させるための施設
  - ロ 救急病院である旨を告示されている施設
  - ハ 救急診療所である旨を告示され、かつ、15人以上の患者を入院させるための施設
- ⑥各医療施設ごとに差額ベッド数の比率が30%以下であること

(2) 運営組織が適正であること

運営組織が適正であるとともに、役員等のうちその親族等（特殊関係者を含む）の占める割合が3分の1以下であること

(3) 役員等への特別の利益がないこと

設立者、役員等もしくは社員又はこれらの親族等（特殊関係者を含む）に対して、財産の運用や事業の運営に関して特別の利益を与えないこと

(4) 残余財産を国等へ帰属させること

定款・寄附行為に、医療法人が解散した場合には、残余財産が国等又は他の医療法人（財団法人たる医療法人又は社団法人たる医療法人で持分の定めのないものに限る）に帰属する旨の定めがあること

(5) 経理に関し次の基準に適合していること

- ①帳簿書類を備え付けてこれにその取引を記録し、かつ、当該帳簿書類を保存していること
- ②支出した金銭でその費途が明らかでないものがあることその他の不適正な経理が行われていないこと

(6) 法令違反、隠蔽又は仮装、公益に反する事実がないこと

法人について、法令に違反する事実、その帳簿書類に取引の全部又は一部を隠蔽し、又は仮装して記録又は記載をしている事実その他公益に反する事実がないこと